

度会町

介護予防・日常生活支援
総合事業
～移行に向けて～

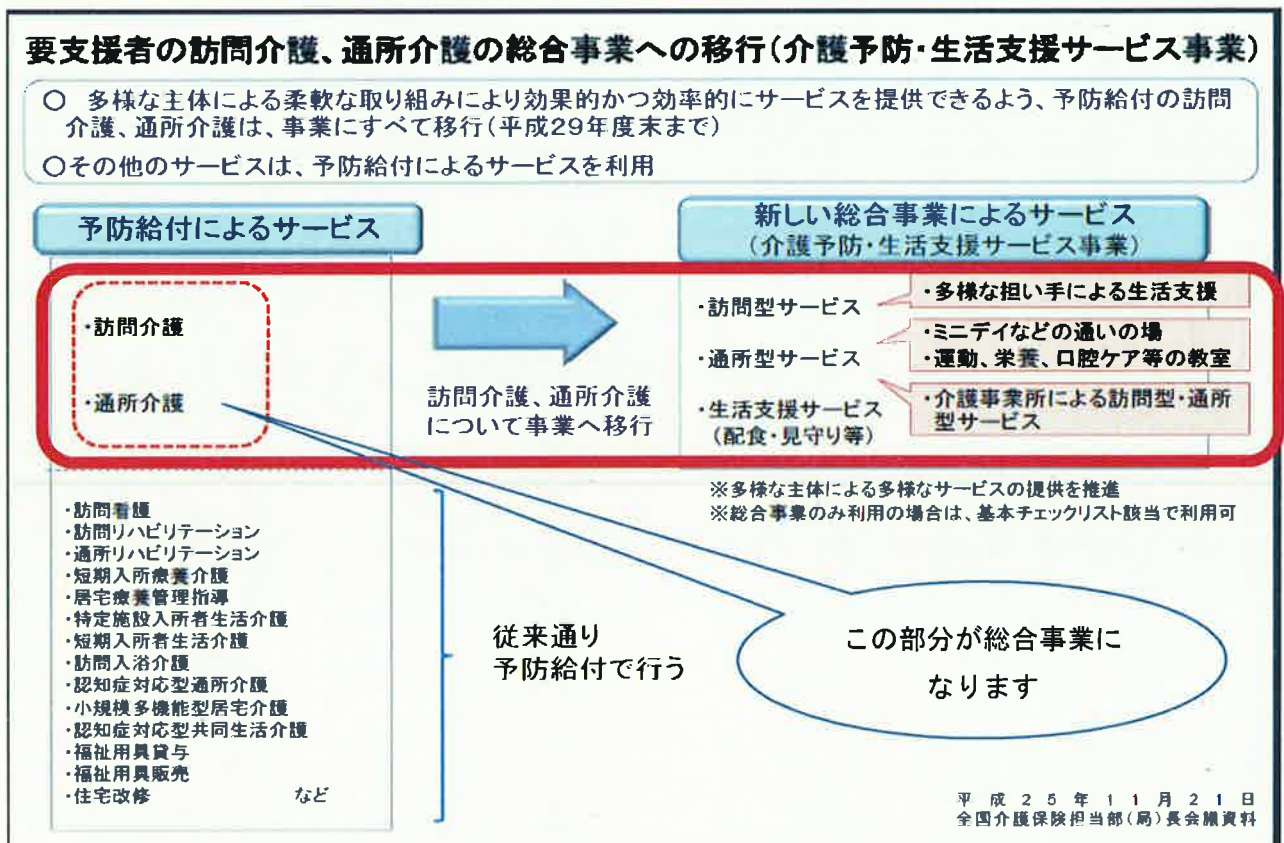
平成 28 年 2 月 1 日（月）

福祉保健課

介護予防・生活支援総合事業への移行とは

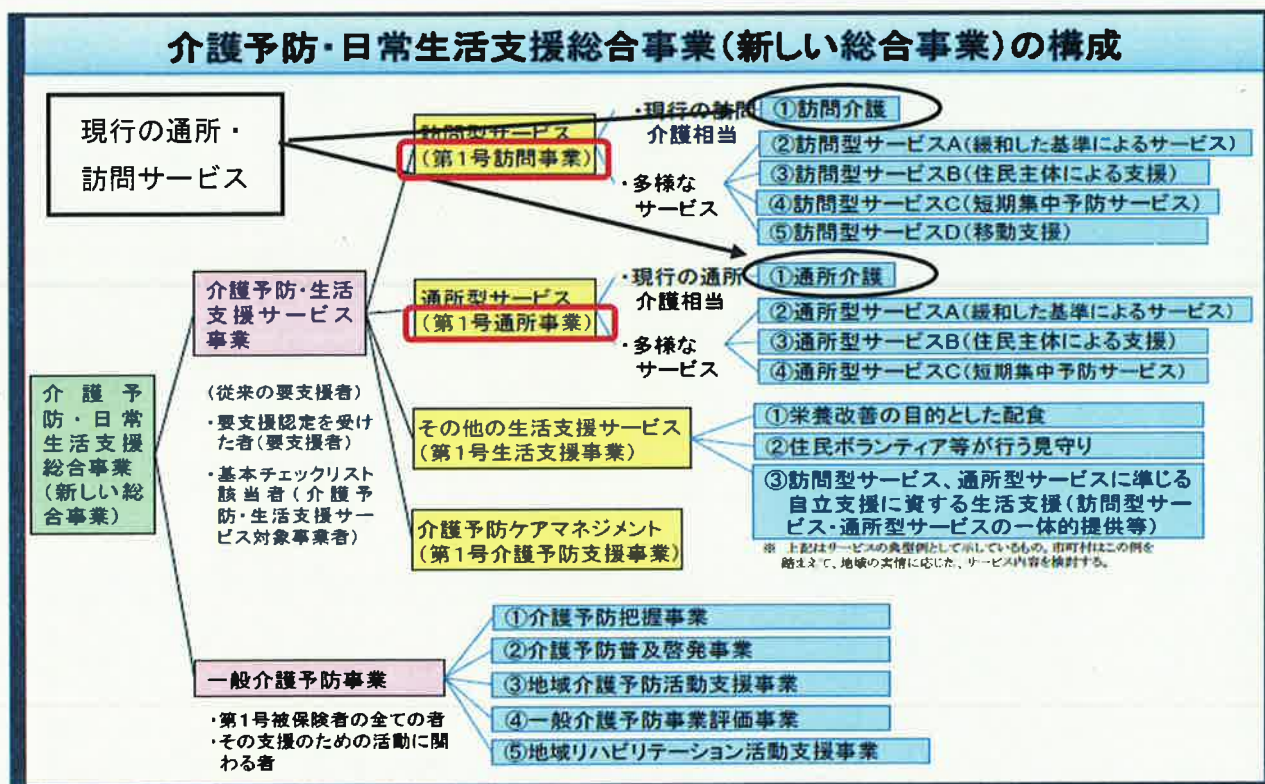
⇒要支援 1・2 の予防介護の給付についての一部変更

- ・「予防給付」として提供されていた「介護予防訪問介護及び介護予防通所介護」を「介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）の介護予防・生活支援サービス事業（以下サービス事業）」に移行する。
- ・総合事業では、介護予防訪問・通所介護等だけでなく、住民主体の多様な生活支援サービスを支援の対象としていく。



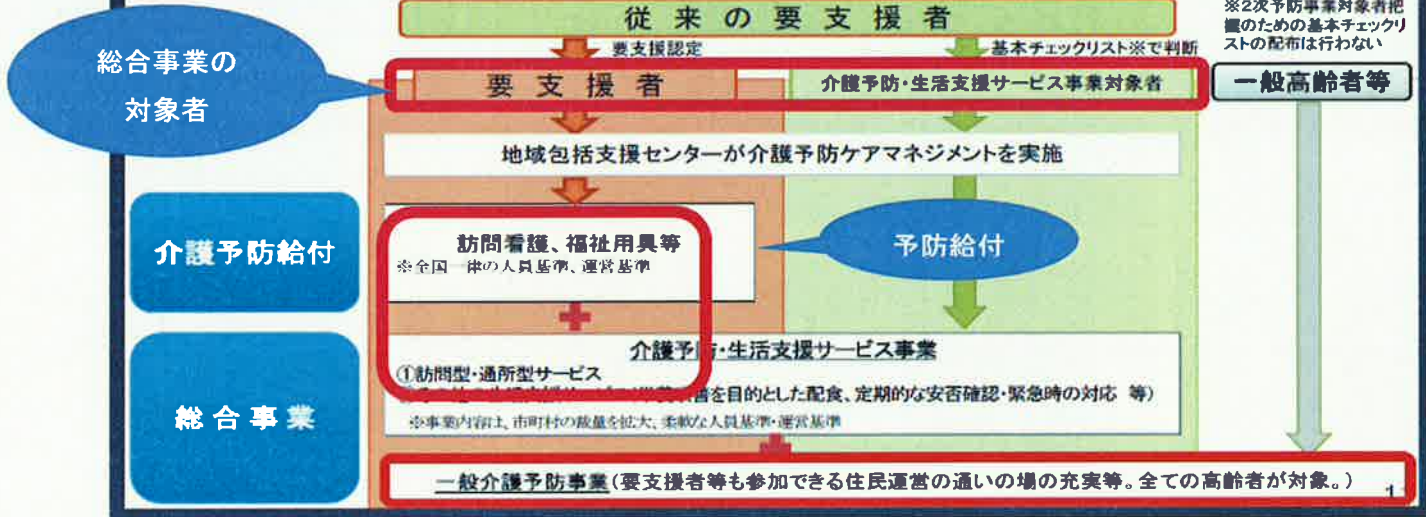
総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護は、サービス事業に移行。
- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。
- サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下事業対象者）」とし、迅速なサービス利用を可能に（基本チェックリストで判断）。
- ※第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。

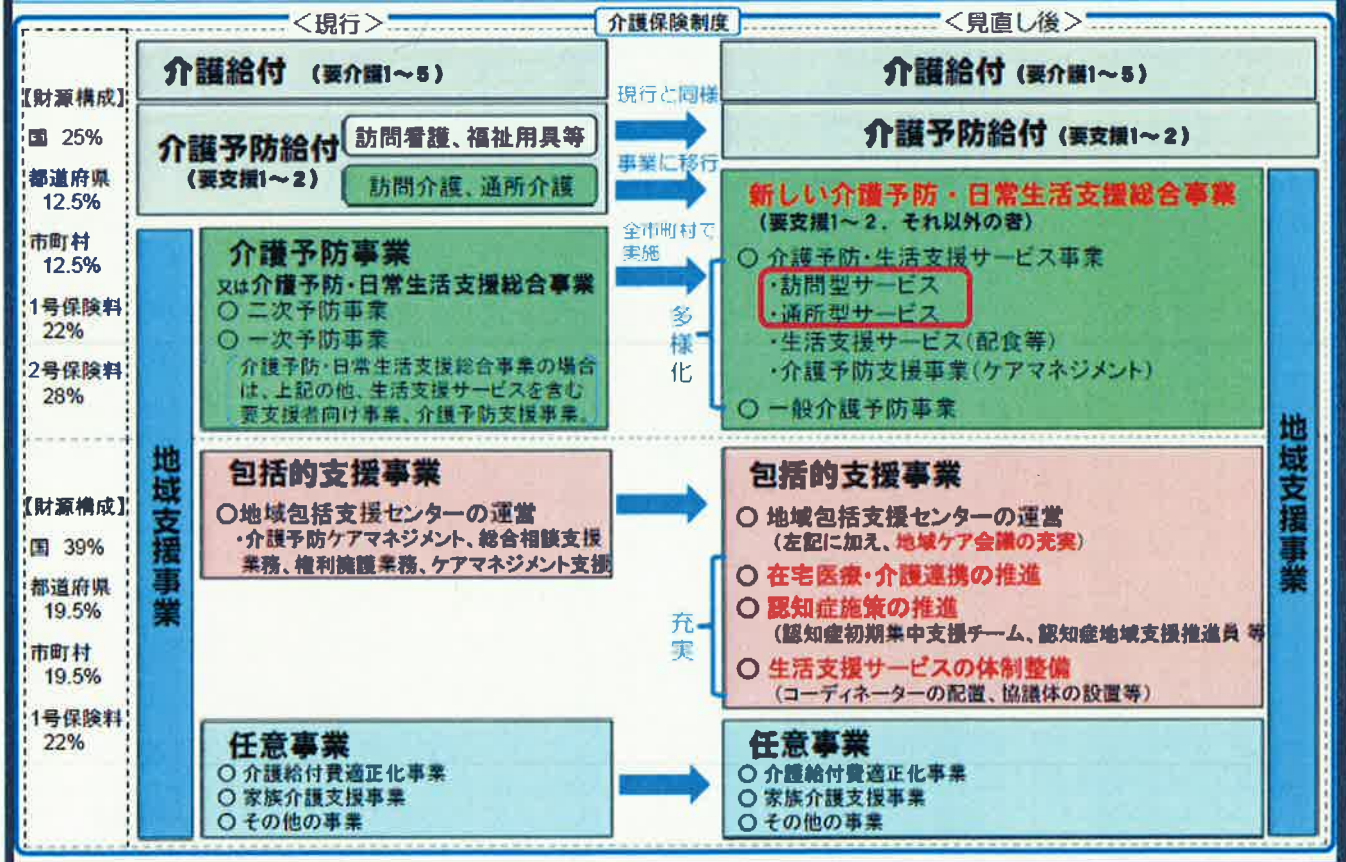


【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



度会町の総合事業

度会町の総合事業（移行予定の事業）

《訪問サービス事業》

◎指定事業者による訪問事業

みなし事業者（4月より「指定事業者」）による訪問サービス

①訪問型サービス（P21～）

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

《通所サービス事業》

◎指定事業者による通所事業

みなし事業者（4月より「指定事業者」）による通所サービス

◎楽楽★わいわい塾（通所型C／短期集中サービス）

運動を中心に、口腔、認知症予防など総合的に介護予防を実践していくもの。

概ね1時間30分で週1回。基本は3ヶ月で卒業。

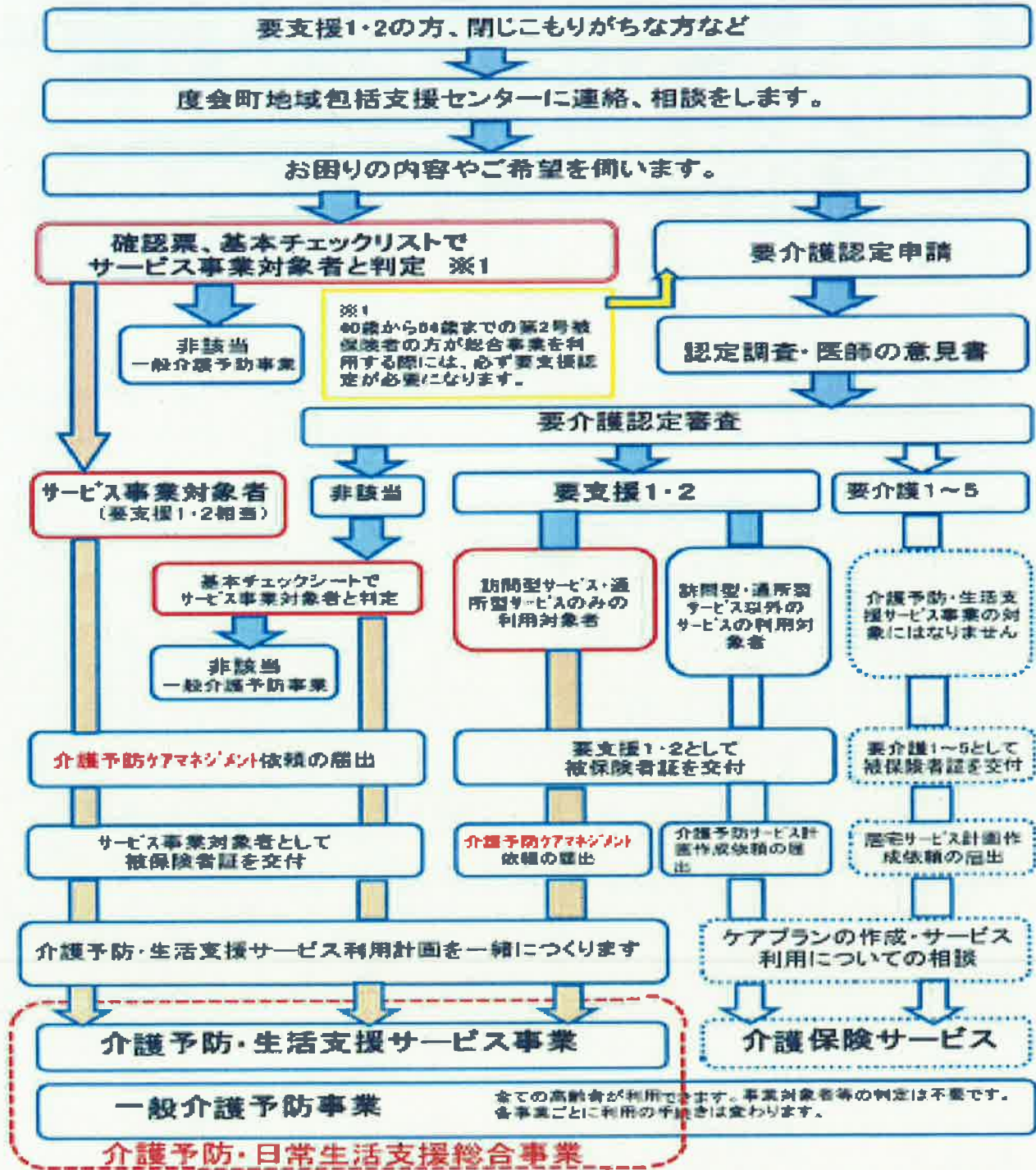
②通所型サービス（P22～） ※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

度会町の総合事業の利用の流れ

利用の手続き



「みなし」の考え方

- ・ 請求について

「みなし」の考え方

・総合事業の移行に当たって、総合事業にかかる既定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問・通所介護に係る指定介護予防サービス事業者については、当該施行日において、指定を受けたものとみなされ、総合事業の指定事業者となる。

既定の指定（平成27年3月31日）	附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業（以下みなし指定という）
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス（第1号訪問事業）に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業所に係る指定	通所型サービス（第1号通所事業）に係る事業者の指定

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について

(1) 訪問型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A1	訪問型サービス(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A2	訪問型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して 国保連へ送付
3	A3	訪問型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A4	訪問型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定機軸	単位数	地域単価	サービスコード	償還等に出るサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A1			国が規定	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価)					
2	A2	介護予防訪問介護	国が規定	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定 ※2	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様 ※3	国が規定
3	A3		市町村が規定	市町村が規定 ※5		国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定 ※4	市町村が規定
4	A4	なし	市町村が規定	市町村が規定 ※5		国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定額	市町村が規定 ※4	市町村が規定

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A1・A2については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A3・A4の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※6 A3、A4については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特加加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

11

(2) 通所型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A5	通所型サービス(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A6	通所型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して 国保連へ送付
3	A7	通所型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A8	通所型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定機軸	単位数	地域単価	サービスコード	償還等に出るサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A5			国が規定	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価)					
2	A6	介護予防通所介護	国が規定	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定 ※2	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様 ※3	国が規定
3	A7		市町村が規定	市町村が規定 ※6		国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定 ※4	市町村が規定
4	A8	なし	市町村が規定	市町村が規定 ※6		国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定額	市町村が規定 ※4	市町村が規定

※1 平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A5・A6については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A7・A8の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※6 A7、A8については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特加加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

12

《サービス種類の整理》

サービス種類コード	サービス	事業所の基準	単価
A 1 A 5	平成 27 年 4 月までに指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所が行う現行の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準	国が定める単価

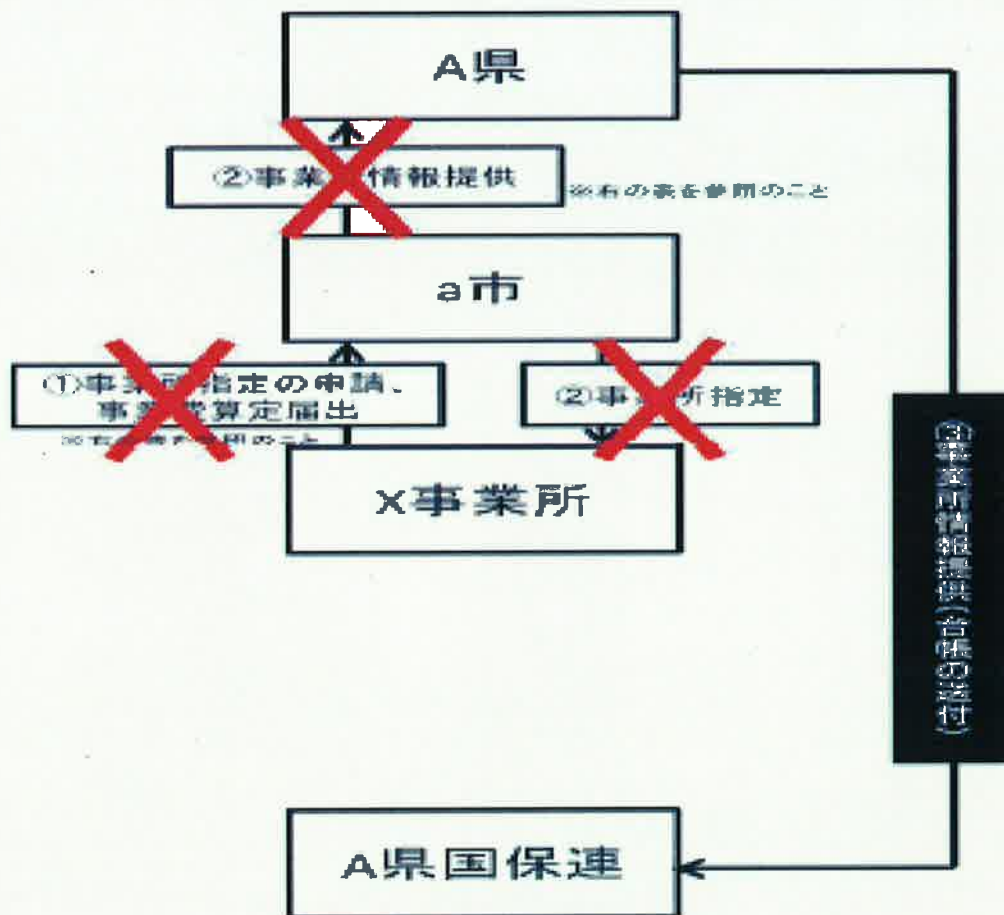
《単価設定・指定審査の有無等の整理》

種類	パターン		単価設定の考え方	レセプトでの請求	市町村による事業所の指定に関する審査	市町村サービスコード台帳作成
A 1 (訪問)	事業所	既存	1 月 ●●単位	包括コードもしくは、日割コード×サービス提供機関の日数	不要	不要
	算定単位	包括(日割)	1 日 ●●単位			
	単価	国が定める				
	利用者負担	給付と同様	※●●単位は国が定める単価			

種類	パターン		単価設定の考え方	レセプトでの請求	市町村による事業所の指定に関する審査	市町村サービスコード台帳作成
A 5 (通所)	事業所	既存	1 月 ●●単位	包括コードもしくは、日割コード×サービス提供機関の日数	不要	不要
	算定単位	包括(日割)	1 日 ●●単位			
	単価	国が定める				
	利用者負担	給付と同様	※●●単位は国が定める単価			

《事業所指定・審査等について》

※A 1、A 5



<p>①</p>	<p>事業所指定申請、事業費算定の届出</p>	<p>＜事業所＞ 指定の申請は不要。(平成 27 年 4 月 1 日時点で、みなし指定を受けない旨の報告をしている事業所以外は、全て台帳に登録されている)</p> <p>＜市町村＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなし指定期間は一律平成 30 年 3 月 31 日まで。 ・事業所からの指定申請、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制届出(以下「事業費算定届出」という。)が無いので、審査の手続きは不要。
----------	-------------------------	--

《事業所番号の付番について》

各市町・広域連合
介護保険担当課長 様

三重県健康福祉部長寿介護課長

介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所番号の付番について

平成27年4月1日の介護保険法改正において、介護予防・日常生活支援総合事業として、新たに「第一号訪問事業」及び「第一号通所事業」が制定されています。

については、当該事業者を各市町・広域連合が指定される際には、地域密着型サービス事業者の指定と同様に、予め本県長寿介護課まで、事業所番号の付番依頼をお願いします。

当該事業所番号は、地域密着型サービスと同様に、10桁で構成されますが、3桁目の「事業所区分番号」は、大文字アルファベットの「A」となります。

なお、第一号訪問事業及び第一号通所事業（総合事業のみなし指定（※）に係るサービス種類コード「A1」（訪問）又は「A5」（通所）を除く）が、県指定の事業所における訪問介護事業及び通所介護事業と一体的に運営される場合であっても、県指定の事業所番号とは別に付番することとなりますので、予めご了承ください。（みなし指定を受けた事業所についても、サービス種類コード「A1」又は「A5」以外のサービスを提供する場合は、別に付番を必要とします。）

※ 平成27年3月末までに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の県指定を受けている事業所については、不要の申出を行わない限り、平成27年4月1日付けで、総合事業の指定を受けたものとみなされています。

介護保険事業所番号の構成



総合事業の時⇒「A」
予防給付の時⇒「7」
※請求時の事業所番号を使い分けて頂くよう、お願い致します！

《契約書・重要事項説明書について》

介護予防サービスの介護予防訪問介護・介護予防通所介護はサービス事業に移行することで、

- 介護予防サービス ⇒ 介護予防・生活支援サービス事業
- 介護予防訪問介護 ⇒ 第1号訪問事業 訪問介護
- 介護予防通所介護 ⇒ 第1号通所事業 通所介護
- 介護予防支援費 ⇒ 第1号介護予防支援事業
介護予防ケアマネジメント
に変わります

※今回の改定において

- 施設・人員等の基準などについて、変更はありません。
- 施設名や料金等について契約書等の変更を行う必要がありません。

《ケアマネジメントについて》

具体的な介護予防ケアマネジメント（アセスメント、ケアプラン等）の考え方		
原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス（ケアマネジメントA）		
プランの種類	ケアプランシート	対象事業
<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業の指定事業者によるサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 ・その他、地域包括支援センターが必要と判断した場合 	【必須】 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者基本情報 ・基本チェックリスト ・現行プラン様式（一式） 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護事業所によるサービス（みなし指定） ●通所型サービスC
プラン料金	モニタリング	評価・更新
毎月 430単位 初回加算 300単位	毎月各事業者から、サービス提供、利用者の状況を聴取し、プランの実施状況を記録 ●毎月+3ヶ月後（訪問による） ●サービス評価期間終了時訪問し、支援経過に記録	目標の達成状況について評価し、更新・プランの見直し ●1年に1回